

住宅省エネルギー性能証明書(住宅ローン控除) 発行業務のご案内

【概要】

令和4年度税制改正による住宅ローン減税において、特定エネルギー消費性能向上住宅(以下、ZEH水準省エネ住宅という)及びエネルギー消費性能向上住宅(以下、省エネ基準適合住宅という)の新築取得等を行った場合、住宅ローン税額控除の特例「住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置」の対象とされました。

当社では、令和5年2月より、下記の省エネ性能を有する住宅について、基準に適合する旨を証明する『住宅省エネルギー性能証明書』の発行業務を開始しました。

制度の概要はこちら



(国交省HP)

【対象住宅の適合基準】

●ZEH水準省エネ住宅

- ▶▶ 評価方法基準第5の5の5-1(3)の断熱等性能等級5※以上
かつ評価方法基準第5の5の5-2(3)の一次エネルギー消費量等級6以上

●省エネ基準適合住宅

- ▶▶ 評価方法基準第5の5の5-1(3)の断熱等性能等級4※以上
かつ評価方法基準第5の5の5-2(3)の一次エネルギー消費量等級4以上
※評価方法基準第5の5の5-1(3)ハに規定する結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。

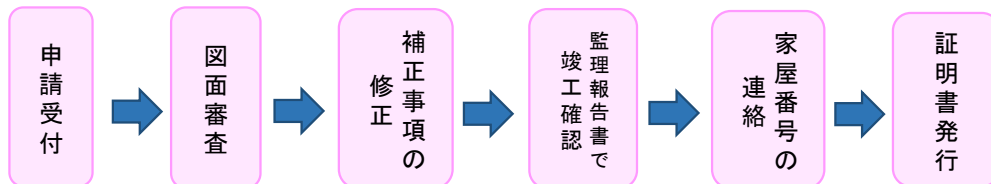
【対象物件】

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方の住宅

【工事種別】

住宅の新築または新築住宅の取得

【申請の流れ】



【適合審査に必要な提出図書】

- ・住宅省エネルギー性能証明申請書
- ・委任状
- ・証明書等(設計住宅性能評価・フラット35・BELS評価書等) ※当社で取得していない場合は、申請書類一式を提出ください。
- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- ・工事監理報告書またはその写し
- ・家屋番号の分かる書類の写し(建物登記等の写し)

【手数料】

評価書等あり・省エネ審査なし 1戸あたり ¥33,000円(税込)

【その他】

- ・令和4年度は、「評価書等あり・省エネ審査なし」のみの受付となります。
(令和5年度以降に関しましては、改めてお知らせします。)
- ・当初の証明書等から計画が変更した場合は、変更後の証明書等をご提出ください。
- ・「住宅省エネルギー性能証明書」の発行までには、書類確認に時間を要しますので、余裕を持って提出ください。
- ・ホームページは、現在準備中です。問い合わせは、〈住宅評価部〉までお願いします。

新潟の建築のために



株式会社 新潟建築確認検査機構

指定確認検査機関(新潟県知事 第261号)
登録住宅性能評価機関(北陸地方整備局長 第4号)
登録建築物エネルギー消費性能判定機関(北陸地方整備局長 第1号)

<本社> 〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ6階
TEL 025-283-2112(代表) FAX 025-283-2115

<長岡支店> 〒940-0048 長岡市台町2丁目4番56号 越後交通ビル(E・PLAZA)3階
TEL 0258-89-6061(代表) FAX 0258-89-6081